

組合員 各位

島根県石油商業組合

災害時の被害状況に係る連絡について

昨今の豪雪や台風等の災害の増加を踏まえ、災害発生直後からSSの被害状況を早急に把握することが、災害時に地域における石油製品の安定供給を確保するためには重要です。

つきましては、今後、災害の規模等(※)によらずSSが営業不可能な被害を受けた場合には、その旨及び被害の概要を県石、資源エネルギー庁石油流通課及び全国石油商業組合連合会にメール等にて御報告いただきますようお願いいたします。

なお、被害がない場合には報告は不要です。

※中核SSの方については、災害対応ガイドライン対象外の災害

○報告先: 県石メール(simaseki@green.ocn.ne.jp) ☎(0852-25-4488)

資源エネルギー庁石油流通課(enecho-ryu2-bousai@meti.go.jp)

全国石油商業組合連合会(bousai@zensekiren.or.jp)

※本メールアドレス等は、被害状況を送信する可能性のあるパソコンや携帯電話等に事前に登録のうえ、被災時に速やかに連絡できるよう準備をお願いいたします。

○報告事項(以下の記載例に沿ってメール送信、電話連絡して下さい)

メール件名 【 営業不可、島根県、(株)島根太郎、松江給油所】

1. SS住所 : 島根県松江市殿町1
2. 連絡先 : 0852-25-4488(報告以降に連絡可能なもの)
3. 担当者名 : 島根太郎
4. 系列 : ENEOS(中核SS ※中核SSの場合はその旨記載)
5. 被害状況 : (記載例: 停電により計量器が作動しないため。洪水により冠水したため。地震により配電盤が故障したため。台風によりキャノピーが破損したため等)

連絡体制



- ・組合は全石連からの指示があれば、被災地区の情報を収集し、全石連に報告。
- ・営業停止したSSが営業を再開した場合は、速やかに全石連へ報告。

- ・全石連は地区の被害状況に応じて組合に情報収集等を指示。
- ・組合から提供のあった被災情報を資源エネルギー庁へ報告。

※②以降の連絡については、状況に応じて実施